

熊本市建築物等に関する規制と手続き窓口一覧

令和6年8月

- 手続事項
- 種別
- 時期
- 概要・目的
- 基準等
- 法令・要綱等
- 窓口・協議先

土地取引		※詳細な基準・条件等は直接窓口へ確認してください				
1 国土利用計画法	届出	土地売買等の契約日を含め2週間以内に	一定の要件に該当する熊本市内の土地取引を行った場合、土地売買等の契約締結日を含めて2週間以内に買主が国土利用計画法に基く届出要。	・市街化区域:2,000㎡以上、市街化調整区域:5,000㎡以上の土地取引が対象 ・一団地の取引をする場合、2,000㎡未満の契約でも、届出の対象になる場合があります。 ・売主が国、地方公共団体等の場合は、届出不要 ・対象となる取引は、売買、交換、信託受益権等	・国土利用計画法	都市政策課 土地利用班 【本庁11階 TEL328-2502】
2 公有地の拡大の推進に関する法律	届出	土地売買契約3週間前までに	(事前届出) 一定の要件に該当する熊本市内の土地を有償譲渡しようとする場合、土地所有者は契約締結前に市長に届け出ることが義務付けられており、地方公共団体等はその土地の買取を希望する場合、優先的に買取の協議を行うことができる。 (申出) 熊本市内の200㎡以上の土地について地方公共団体等に買取を希望するときは、市長に申し出ることができる。	(事前届出) ・都市計画決定された施設等(道路・公園等)の区域内の土地を売ろうとする場合で、面積が200㎡以上のもの。 ・市街化区域内において5,000㎡以上のもの。 ・都市計画区域内(市街化調整区域を除く)において、10,000㎡以上のもの。 (申出) ・都市計画区域内の一団の土地で、面積が200㎡以上のもの。	・公有地の拡大の推進に関する法律	土木総務課 用地調整室 【本庁13階 TEL328-2533】
3 河川周辺の土地の売買(河川改修)	事前協議	土地売買等の契約または建築行為の前までに	浸水被害の解消を目的とした河川改修を実施する場合、河川周辺の土地が将来的に用地買収の対象となる可能性があるため、河川周辺の土地売買や建築行為が新たに発生する前に、土地所有者(利用者)が河川改修(用地買収)の可能性について認識することを目的とする。	対象河川(令和元年5月現在) ・健軍川 ・藻器堀川 ・鶯川 ・旧天明新川 ・麴川		東区土木センター 維持課 河川公園班 【TEL367-4370】 中央区土木センター 維持課 河川公園班 【TEL355-2940】 西区土木センター 維持課 河川公園班 【TEL355-4578】 北区土木センター 維持課 河川公園班 【TEL245-5058】 南区土木センター 維持課 河川公園班 【TEL357-4877】

解体						
4 建設リサイクル法等	届出	工事着手の7日前まで	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事で一定規模以上の工事に事前届出、分別解体等、再資源化等を義務付け	・建築物の解体工事で延面積80㎡以上は届出要 ・建築物等の解体工事(土木工事含む)で請負金額500万以上は届出要	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建築指導課 【本庁11階 TEL328-2513】
5 騒音規制法、振動規制法	届出	工事着手の7日前まで	「特定建設作業」を2日以上実施する場合は、周辺地域への騒音及び振動の防止を図るため、規制基準が適用され、事前に届出が必要となる。	騒音規制法第2条第3項、振動規制法第2条3項、県条例第50条に定める「特定建設作業」を実施する場合。(杭打ち抜き機、プレーカー、掘削機を使用する作業等が該当。)	・騒音規制法 ・振動規制法 ・熊本県生活環境の保全等に関する条例(県条例)	環境政策課 環境保全班 【本庁7階 TEL328-2427】
6 大気汚染防止法	届出	除去工事着手の14日前まで	特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業を行う際には、事前に届出を行い、石綿飛散防止対策(作業基準の遵守)が義務づけられている。	石綿を飛散させる原因となる建築材料(特定建築材料)が使用されている建築物又は工作物を解体、改造、補修する作業が対象。 特定建築材料とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材(石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの)のこと。	・大気汚染防止法	

敷地調査							
7	用途地域 建蔽率・容積率 防火指定 駐車場整備区域 その他都市計画施設等		「熊本市地図情報サービス」を活用することにより、様々な情報を調べることができます。 https://www.sonicweb-as.jp/kumamoto/				
8	建築確認申請・完了検査等の参照 道等の調査(法42条の取扱)		建築指導課窓口端末にて調べることができます。				
9	道路(市道及び市が管理する国道・県道) 及び法定外公共物(里道・水路)等の 立会記録・地積成果の閲覧および証明書交付		各所管の土木センター窓口でお問い合わせください				
10	地籍調査・測量に関する諸手続き ①街区基準点および地籍図根点使用承認 ②街区基準点および地籍図根点 (一時撤去・移転)承認	①② 許可	① 測量開始前 ② 工事開始の2週間前	〔①街区基準点および地籍図根点使用承認〕 地籍調査等で設置した街区基準点および地籍図根点を管理保 全に万全を期すために測量時に使用する基準点を確認する手 続き 〔②街区基準点および地籍図根点(一時撤去・移転)承認〕 地籍調査等で設置した街区基準点および地籍図根点を管理保 全に万全を期すために工事時に撤去する基準点を確認する手 続き	〔①街区基準点および地籍図根点使用承認〕 基準点の有無を現地で確認したうえで、使用承認申請書を窓口で提出 〔②街区基準点および地籍図根点(一時撤去・移転)承認〕 測量成果の資料作成したうえで、(一時撤去・移転)承認申請書を窓口で提 出	熊本市街区基準点管理保全要綱 熊本市地籍図根点管理保全要綱	土木総務課 地籍調査班 【本庁13階 TEL328-2468】

手続事項		種別	時期	概要・目的		基準等	法令・要綱等	窓口・協議先
	造成等							
	11 開発許可 (開発許可 要・不要の確認)	許可	建築確認申請の前 ※完了公告後でなければ建築工事を行うことはできません	無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るとともに、開発行為に公共施設の整備等一定の水準を保たせることにより、安全で良好な宅地環境を整備することを目的としています。 開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可(開発許可)を受けなければなりません。	・開発行為とは建築物等の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指す ・開発区域が市街化区域では1000㎡以上、市街化調整区域ではすべての規模が対象となる ・公共施設(道路、公園、排水施設、給水施設等)や宅地の安全性、工事施行能力等についての基準がある ・市街化調整区域については立地がやむを得ないと認められるもの(都市計画法第34条第1項)であること	都市計画法 詳細は、「開発許可申請の手引き」参照	開発指導課 【本庁11階 TEL328-2507】	
	12 宅地造成等区域内の許可	許可	建築確認申請の前	崖崩れまたは土砂の流出を生ずるおそれがある区域として本市が定める宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行う場合には、市長の許可を受けなければなりません。 なお、許可は必要ないが、届出が必要なものがあります。	・許可を要する宅地造成工事とは以下のとおり ①2mを超える切土 ②1mを超える盛土 ③切土と盛土により計2m超の崖ができるもの ④切土又は盛土する土地の面積500㎡を超えるもの ・擁壁の構造及び排水施設等の基準が定められている ・届出が必要なもの ①2m以上の高さの擁壁の撤去 ②集水区域500㎡以上の排水施設の除去 ③宅地以外の土地を宅地化した場合	宅地造成等規制法 詳細は、「開発許可申請の手引き」参照	開発指導課 【本庁11階 TEL328-2507】	
	13 道路位置指定	指定	道路築造の前 (事前協議要)	建築基準法第42条第1項5号の規定により道路位置の指定を受ける。	・道路位置の指定を受ける場合は事前協議を経て、道路築造完了後指定 ・開発許可対象とならない1000㎡未満の土地利用	熊本市道路位置指定取扱い基準	建築指導課 【本庁11階 TEL328-2513】	
	14 土壌汚染対策法	届出	土地の形質の変更に係る工事着手の30日前	・土地の形質の変更を伴う工事のうち、一定の要件を満たす場合、届出が必要。 ・なお、当該届出により、届出地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして法令の基準に該当する場合、土壌汚染状況調査が必要となる。 ※届出者が届出地の所有者等でない場合、当該土地の所有者等の土地の形質の変更の実施に係る同意書が必要。 ※調査の実施者(報告者)は、土地の所有者等。	・3,000m2以上の土地の形質の変更を行う場合、届出が必要。 ・なお、水質汚濁防止法で規定される有害物質使用特定施設が設置されている工場等又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地については、900m2以上が該当する。	土壌汚染対策法	水保全課 水質保全班 【本庁7階 TEL328-2436】	
	事前手続							
	都市計画関係	15 都市計画施設(道路や公園等)の区域内の建築	許可	建築確認申請の前	都市計画施設の区域において建築物の建築をしようとするものは都市計画法第53条第1項の許可を受けなければなりません。	許可基準(都市計画法第54条) ・階数が2階以下で、かつ地階を有しないこと。 ・主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。	・都市計画法	都市政策課 計画班 【本庁11階 TEL328-2502】
		16 風致地区内の建築	許可	工事着手前まで	風致地区内で建築物、工作物等の新・増築等、宅地の造成等、建築物等の色彩変更等を行う場合に許可要。	・建ぺい率制限(30%)、高さ制限(9m等) ・外壁後退(1m～2m)、 ・色彩、緑被面積 等 ※詳細は「熊本市風致地区のしおり」をご確認下さい。	・都市計画法 ・熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例 ・熊本市風致地区のしおり	都市政策課 土地利用班 【本庁11階 TEL328-2502】
		17 地区計画等区域内の建築	届出	工事に着手する日の30日前まで	建築等の行為を行う場合は届出要。	・用途、敷地規模、高さ、外壁後退、形態意匠、住戸規模等の地区整備計画に適合していることが必要	・都市計画法 ・熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ・各地区の地区整備計画	都市政策課 土地利用班 【本庁11階 TEL328-2502】
		18 立地適正化計画に基づく届出	届出	工事に着手する日の30日前まで	・居住誘導区域の区域外で行う、一定規模以上の住宅の建築又は開発行為 ・都市機能誘導区域の区域外で行う、誘導施設の建築又は開発行為 ・都市機能誘導区域の区域内で行う、誘導施設の休廃止	届出の条件等の詳細については、熊本市ホームページ「都市再生特別措置法(第88条・第108条)に基づく届出について」をご確認いただくか、都市政策課計画班までお問合せ下さい。	都市再生特別措置法	都市政策課 計画班 【本庁11階 TEL328-2502】
		19 市街地開発事業(土地区画整理事業等)の施行区域内の建築	許可	建築確認申請の前	市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするものは都市計画法第53条第1項の許可を受けなければなりません。	許可基準(都市計画法第54条) ・2階以下(地階を有しない) ・主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。	・都市計画法	都市政策課 計画班 【本庁11階 TEL328-2502】
		20 植木中央土地区画整理事業区域内の建築(事業認可後の建築)	許可	工事着手前まで	施行地区内において建築行為等を行おうとする者は土地区画整理法76条の許可要	施行地区内での土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、重量が5トンを超える物件の設置又は堆積を行う場合には許可要	・土地区画整理法	植木中央土地区画整理事業所 【北区役所内 TEL272-1113】
		21 市街地再開発事業 (第1種市街地市開発事業の事業認可後の建築)	許可	工事着手の前まで	事業認可後の施工地区内において建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築等を行う場合、都市再開発法第66条(建築行為等の制限)の許可要。	詳細については市街地整備課にご相談ください。 ※都市計画法第53条の許可については都市政策課へお尋ねください。		市街地整備課 計画調整班 【本庁11階 TEL328-2537】

	手続事項	種別	時期	概要・目的	基準等	法令・要綱等	窓口・協議先
都市計画関係	22 市街化調整区域内の建築 (開発許可、建築許可 要・不要の確認)	届出	確認申請の前 (事前相談要)	市街化調整区域においては市街化を抑制するという趣旨から、開発行為だけでなく、開発行為を伴わずに行われる建築行為についても原則規制されます。 開発許可や建築許可の対象外となる建築行為について、その合理性をあらかじめ確認しています。	・過去に開発許可を受けた区域については、用途が同一であって、許可条件の制限内であること ・過去に開発許可を受けていない区域については、従前の建築物等と規模・構造・用途・敷地の位置が同様の建築(建替)であること ・開発許可・建築許可の対象外となる行為については、建築目的に応じた各要件を満足していること ※詳細については開発指導課と事前相談をお願いします	都市計画法 詳細は、「開発許可申請の手引き」参照	開発指導課 【本庁11階 TEL328-2507】
	23 景観法に基づく各種届出 ・大規模行為届出 ・特定施設届出地区行為届出 ・景観形成地区行為届出	届出	工事着手の30日前まで	良好な景観を形成するため、一定規模以上の建築行為等に対して、地域ごとの景観形成基準に沿った計画の届出を義務付け	建築物、工作物等の一定規模以上の新築、増築、外観の変更等を行う場合は届出要。 詳細は「熊本市景観計画」参照	・景観法 ・熊本市景観条例 ・熊本市景観計画	都市デザイン課 景観班 【本庁11階 TEL328-2508】
	24 屋外広告物等の制限	許可	工事着手前まで	・屋外広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。 ・広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は市長の許可を受けなければならない。	・規制地域区分(禁止地域・許可地域)に応じて、1事業所等における広告物の表示面積の合計が一定の面積を超える場合は許可が必要。また、広告物の種類(屋上広告・壁面広告・建植広告等)毎に規制地域区分に応じた許可基準に適合する必要がある。	熊本市屋外広告物条例	都市デザイン課 屋外広告物班 【本庁11階 TEL328-2508】
都市計画関係	25 街なみ環境整備促進区域	事前協議	建築確認申請の前	「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン」「川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン」に基づく保存・修景基準、助成制度の周知	対象地区内での建築等を行う際は、都市デザイン課までお問合せください。対象地区については右記の要綱をご確認ください。 助成制度を活用した建築等を行う場合は、建築確認申請の前に助成申請要。各事業の詳細は「城下町の風情を感じられる町並みづくり事業」「川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業」「町並み復旧保存支援事業」参照	・熊本市新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくり助成金交付要綱 ・熊本市川尻地区の歴史を活かした町並みづくり助成金交付要綱 ・熊本市町並み復旧保存支援事業の実施に関する補助金交付要綱	都市デザイン課 景観班 【本庁11階 TEL328-2508】
	26 流通業務地区(団地)内の立地規制	証明・許可	建築確認申請の前	流通業務団地内で施設の建設等を行う場合は「流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第25条に基づく証明願」及び都市計画法第53条第1項の許可が必要。	流通業務団地内で建設等を行う施設が流通業務市街地の整備に関する法律第5条の規定に適合すること。 また都市計画施設流通業務団地の都市計画に適合すること。	・流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項 ・流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第25条 ・都市計画法第53条	商業金融課 【本庁8階 TEL328-2424】 都市政策課 【本庁11階 TEL328-2502】
	27 大規模小売店舗立地法	届出	開業または変更を行う 8ヶ月以上前	大規模小売店舗を新設・変更する者は、市に届け出なければならない。 周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することを目的とする。	店舗面積1,000㎡超の新設・変更が対象	大規模小売店舗立地法	商業金融課 【本庁8階 TEL328-2424】
	28 臨港地区内における建築物等の規制	届出	工事開始の60日前まで	臨港地区内の環境保全等を図るため、港湾法第38条の2第1項に掲げる行為をしようとする者は届出要	・水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 ・廃棄物処理施設(工場等敷地内の廃棄物自己処理施設以外)で、港湾管理者が指定する廃棄物処理施設の種類ごとにその指定する数量以上の数量の廃棄物を処理することができるものの建設又は改良 ・工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場もしくは事業場の敷地面積が、床面積の合計にあつては2,500㎡、敷地面積にあつては5,000㎡以上であるものの新設又は増設 ・港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良	港湾法	熊本県土木部河川港湾局 港湾課 【県庁本館12階 TEL333-2515】
建築基準法関係	29 建築基準法第43条第2項1号の認定及び2号の許可	認定・許可	確認申請の前	建築基準法第43条第1項の規定により、建築物の敷地は原則として道路に2メートル以上接しなければなりません。が、法43条第2項第1号の規定に基づく認定制度、第2号の規定に基づく許可制度があります。	熊本市建築物の敷地と道路との関係の認定基準及び熊本市建築物の敷地と道路との関係の許可基準に基づいて交通上、安全上、防火上及び衛生上支障ないとみとめられるもの。	・建築基準法第43条第2項 ・熊本市建築物の敷地と道路との関係の認定基準 ・熊本市建築物の敷地と道路との関係の許可基準	建築指導課 【本庁11階 TEL328-2513】
	30 建築基準法の許可 (用途・仮設・道路内等)	許可	確認申請の前	建築基準法に規定のある各種許可について	許可内容により異なります。事前相談をお願いします。	・建築基準法等	建築指導課 【本庁11階 TEL328-2513】
	31 地区計画等区域内の建築 (熊本駅前南A地区)	-		熊本駅南A地区では土地の高度利用を図り、商業・業務地や都市型居住施設等の土地利用を誘導、良好なまちなみ形成のため、建築物等の制限をしています。	建築物等の用途の制限 容積率の最高限度・最低限度 建蔽率の最高限度 建築面積の最低限度 壁面の位置の制限 壁面後退区域における工作物の設置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限	・建築基準法第68条の2 ・熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	
	32 建築協定地区内の建築制限	-		建築協定制度は、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度です。	協定ごとに内容が異なります。 協定の区域の概要はホームページをご確認ください。 詳細は窓口にてご覧頂けます。		
	33 建設リサイクル法の届出	届出	工事に着手する日の7 日前まで	建設リサイクル法では、受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。また、工事の発注者は、下表に記載した工事内容で要件に該当する工事を行う際は、届出が必要になります。	建築物の解体 床面積が合計80 ㎡以上 建築物の新築・増築 床面積が合計500 ㎡以上 建築物の修繕・模様替(リフォーム等) 請負代金額が1 億円以上 建築物以外のものの解体・新築等(工作物、外構工事等) 請負代金額が500 万円以上	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	

	手続事項	種別	時期	概要・目的	基準等	法令・要綱等	窓口・協議先
建築基準法関係	34 中高層建築物の建築	届出	建築確認申請の概ね1ヶ月以上前	建築紛争の予防と調整を図るために、現地に計画周知のための標識設置、説明義務有。 (環境政策課と別途事前協議が必要→50へ。)	一定規模以上(建物規模、用途地域による)の中高層建築物の建築等を行う場合は届出要。	・熊本市中高層建築物の建築に関する指導要綱	建築指導課 【本庁11階 TEL328-2513】
	35 遊戯施設(ぱちんこ店等)の建築	届出	建築確認申請の概ね1ヶ月以上前	建築紛争の予防と調整を図るために、現地に計画周知のための標識設置、近隣説明会実施義務等有。	建物規模、用途地域によりぱちんこ店等の建築を行う場合は届出要。	・熊本市ぱちんこ店の建築に関する指導要綱	
	36 建築物等による電波障害の防止	届出	建築確認申請の前	建築によって生じる近隣居住者との電波障害に関する紛争の防止	住居系地域・近商・未指定:10㍎、商業・準工・工業:15㍎以上の建築等を行う場合届出要。	・熊本市電波障害の防止に関する指導要綱	
	37 熊本市建築基準条例	認定	確認申請の前 (事前相談要)	建築基準法による制限の付加等に関し、必要な事項を定めるもの。	市長が安全上支障がないと認めるもの。	・熊本市建築基準条例	建築指導課 建築審査室 【本庁11階 TEL328-2516】
・省エネ関係 バリアフリー法	38 バリアフリー法、やさしいまちづくり条例 (事前協議の届出、計画認定)	届出、認定	確認申請の前	高齢者、障がい者をはじめとする社会的に弱い立場にある人々を取り巻く環境の中には、意識上のあるいは物理的な様々な障壁が存在しており、その様々な障壁を取り除き、高齢者、障がい者等が自立及び社会的活動への参加を果たせる社会を築くこと (「やさしいまちづくり」)を目的とする。	特定建築物等で対象面積以上に該当する「新築、増築、改築、用途変更、大規模修繕、大規模模様替」を行う場合届出要。	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	
	39 建築物省エネ法 (適合性判定・届出・認定)	適合性判定 ・届出・認定	適合性判定 発行前 届出:工事着手予定の21日前 認定:工事着手の前まで	一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能の基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、建築物エネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	適合性判定:非住宅300㎡以上の新築の場合又は増改築後床面積が全体で300㎡を超え増改築部分が全体の1/2以上の場合 届出:300㎡以上の新築又は増改築であり適合性判定が不要なものの認定:認定基準を満たすこと。	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	
	40 CASBEE熊本(建築物環境配慮制度)	届出	工事着手の21日前まで	地球温暖化への影響が大きいと考えられる一定規模以上の新築、増改築等に対して計画書の作成・提出を求めることで、建築主・所有者、設計者、施工者等へ建築物の環境配慮に対する関心を持たせ、環境意識の向上を図ることにより、建築物の環境配慮の取り組みを進め、環境性能の高い建築物の普及を図る。	一定規模(延床面積2,000㎡)以上の建築行為(新築、増改築)等	・熊本県地球温暖化の防止に関する条例	
	41 長期優良住宅建築等計画	認定	工事着手の前まで	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅の建築・維持保全に関する計画を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定するもの。	認定基準(新築、増改築、既存)を満たすこと。	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
	42 低炭素建築物の認定申請	認定	工事着手の前まで	低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。	認定基準を満たすこと。	都市の低炭素化の促進に関する法律	
衛生・環境関係	43 下水道処理区域内の排水設備の設置	事前協議 ・申請	建築確認申請の前	下水道処理区域内で公共汚水桝がない場所に建築予定の場合は、協議・申請が必要。	・申請する土地に対する公共桝がない場合。または分筆により公共桝の設置の必要が生じた場合。申請受付より90日以上期間が確保できる場合。(公共桝設置申請) ・上記の条件を満たさない場合。(接続許可申請)	・下水道法第10条 ・下水道法第16条	上下水道局 下水道維持課 下水道維持班 【TEL381-6333】
	2次側 (宅内汚水桝～宅内排水設備機器)	届出	工事に着手する日の14日前まで	排水設備又はこれに接続する除害施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。	排水設備又はこれに接続する除害施設の新設等を行おうとする際は届け出を要する。	・下水道条例	上下水道局 給排水設備課 排水設備班 【TEL381-1153】
	44 下水道法の特定施設設置	届出	特定施設の設置に関わる工事着手の60日前まで	公共下水道を使用している者が特定施設を新設する場合	水質汚濁防止法施行令 別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2で定める施設	下水道法第12条の3第1項	上下水道局 水再生課 水質指導班 【TEL381-1157】
	45 給水装置の協議 ・受水槽設置(10㍎超) ・3階建以上の直結給水	事前協議	工事着手の前まで(事前協議に2週間程度を要する)	給水装置工事を施行する場合、あらかじめ、給水装置の構造及び材質が法令の規定に適合するものであること、また、安定供給が図れるものについて申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の審査を受けなければならない。	・受水槽設置(10㍎超) ・3階建以上の直結給水	・水道条例	上下水道局 給排水設備課 給水装置班 【TEL381-1152】
	46 水源地周辺の地下工事(杭等)の協議	事前協議	設計段階での協議をお願いします。	熊本市の水道水はすべて地下水で賄っており、市内に数多くある水源地から市内一円に供給しています。 水道は都市活動を支える重要な施設ですので、これらの水源地から安定して清浄な地下水を取水していくために、杭打ち工事などが地下水へ与える影響(水質汚染、地下水位の低下等)を未然に防止するため。	水道井戸の中心からおおむね半径500m以内(健軍、庄口水源地においては、地下水到達予測20日範囲)で行われる、(1)杭打ち工事(現場打ち杭を含む)、(2)地盤改良工事、(3)矢板打ち工事、(4)推進工事又はシールド工事、(5)その他水道水源の水質の保全又は水量の確保に影響をおよぼすおそれのある工事。	・熊本市地下水保全条例 ・熊本市上下水道局水道水源周辺工事の事前協議に関する要綱	上下水道局 水運用課 【TEL381-7070】
	47 簡易専用水道の設置	届出	簡易専用水道を設置したとき	受水槽における給水施設の衛生管理のため	・上水道のみを原水とした受水槽のうち、有効容量の合計が10立方メートルを超えるもの(専用水道に該当する物を除く)	熊本市簡易専用水道取扱要綱	生活衛生課 環境衛生班 【ウエルバルくまもと4階 TEL364-3187】
	48 浄化槽の設置、既設浄化槽の使用	届出	浄化槽設置事由発生前	浄化槽を設置する場合、又は既設の浄化槽を使用し建築する場合、事前に建築基準法に基く届出要。	建築物用途や規模に応じて浄化槽の入槽を審査する	・建築基準法 (熊本市浄化槽設置手続要領)	浄化対策課 指導班 【本庁7階 TEL328-2366】
	49 農業集落排水区域内の排水設備	申請	排水設備の新設、増設又は改築を行う前まで	汚水を農業集落排水処理施設に流入させるために排水設備の新設、増設又は改築をしようとする場合の条例に基づく申請。		熊本市農業集落排水処理施設条例 熊本市農業集落排水処理施設条例施行規則 熊本市農業集落排水排除汚水量の認定に関する要綱 熊本市農業集落排水処理施設使用料の減免に関する要綱	西南部農業振興センター基盤整備課 【TEL096-329-1168】 北東部農業振興センター基盤整備課 【TEL096-272-1145】

手続事項		種別	時期	概要・目的	基準等	法令・要綱等	窓口・協議先
衛生・環境関係	50 公害防止の届出	届出	建築確認申請事前調査報告書提出前まで	工場又は事業場建築の際、大気汚染防止法・騒音規制法・振動規制法・県条例等に関連する「特定施設」の設置状況把握、設置場所や向きなどの確認により、騒音・振動・悪臭・光害などの公害を未然に防止するため。（専用住宅の場合は届出不要。）	工場又は事業場建築の場合に提出が必要。（一部店舗の住宅も含む。）倉庫・車庫及び中高層建築物の場合は、届出書の作成は不要であるが、付近見取図・配置図・平面図・立面図（中高層建築物のみ）の提出が必要。	・熊本市公害防止事前指導要綱	環境政策課 環境保全班 【本庁7階 TEL328-2427】
		別途届出が必要と指示された場合					
		特定建設作業実施届出書	届出	工事着手の7日前まで	「特定建設作業」を2日以上実施する場合は、周辺地域への騒音及び振動の防止を図るため、規制基準が適用され、事前に届出が必要。	・騒音規制法 ・振動規制法 ・熊本県生活環境の保全等に関する条例（県条例）	
		特定施設設置届	届出	各所定の期日まで（ボイラー・設置工事着手の60日前まで、圧縮機等：設置工事着手の30日前まで）	工場又は事業場に特定施設を設置する場合は、事前に届出が必要。周辺の生活環境が損なわれないことがよう、規制基準を順守しなければならない。	・大気汚染防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・熊本県生活環境の保全等に関する条例（県条例）	
	51 地下水保全に関する指導	事前協議	事前協議時	市民生活にとってかけがえのない資源である地下水を将来にわたって市民が享受できるよう、水質及び水量の両面から地下水の保全を図ることにより飲料水その他市民生活に必要な水を確保し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。	・都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に定める開発行為及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物（屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）に限る。）の建築を行う時は、雨水浸透施設の設置が必要。 ・建築物の建築（給水設備の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）を行う時は節水に配慮した給水設備の設置が必要。	熊本市地下水保全条例	水保全課 【本庁7階 TEL328-2436】
		届出	地下工事着工予定日前30日まで		・建築工事等において、深さが10メートルを超える地下工事（杭打ち工事その他の工事で規則で定めるものをいう。）を行おうとする場合は、 <u>地下工事届書</u> の提出。		
衛生・環境関係	52 水質汚濁防止法	届出	特定施設等の設置等に係る工事着手の60日前に届出が必要	工場等から公共用水域に水を排出等する者は、特定施設等を設置等する場合、届出が必要。	・公共用水域に水（雨水含む）を排出する事業場等において、法令で定める施設を設置等する。 ・工場等において、有害物質を使用・貯蔵等する。	水質汚濁防止法	水保全課 【本庁7階 TEL328-2436】
	53 埋蔵文化財	届出・通知	工事着手予定日の60日前までに（民間事業者）事業計画の策定に当たってあらかじめ（国の機関・地方公共団体、事前相談要）	事前に埋蔵文化財包蔵地の範囲内・範囲外を確認。埋蔵文化財包蔵地の範囲内で、土木工事等を実施する際は届出・通知が必要。	・埋蔵文化財包蔵地の範囲内で土木工事等を実施する場合は対象。 ・事業者が、国の機関・地方公共団体等（94条）と民間事業者等（93条）では届出の様式が異なる。 ・土木工事等の掘削深度によって、対応が異なる。	文化財保護法	文化財課 【本庁8階 TEL328-2740】 または 文化財課 植木分室 【TEL272-0551】
	54 緑化協議	事前協議	確認申請の前	建築基準法に規定する建築物等の建築を行う場合、緑化の協議を行う必要がある	敷地面積が <u>500平方メートル</u> 以上に該当する場合が対象	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	森の都推進部 みどり政策課 【本庁7階 TEL328-2523】
宅地・道路関係	55-1 滑動崩落防止施設保全に基づく届出	届出	工事等に着手する30日前まで	熊本地震で被害を受けた造成宅地に対し、再度の災害防止を目的により設置した滑動崩落防止施設を保全するため、滑動崩落施設の周辺で、一定の行為を行う場合は届出要。	【届出が必要な行為】 ・滑動崩落防止施設直上における建築物の建築又は工作物の建設 ・滑動崩落防止施設の直上における土地の掘削 ・掘削した底面が、滑動崩落防止施設を地表面に水平投影した外周線のうち掘削口に最も近い部分から掘削口の方向に水平面に対し下方に45度の角度で引いた線より深い位置となる土地の掘削 ・事業区域に隣接して行われる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項各号に掲げる開発行為（都市計画法の開発許可申請の不要な行為）	・熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例	都市安全課 【熊本花畑ビル5階 TEL328-2966】
	55-2 宅地液状化防止施設保全に係る指導（近見1丁目付近～南高江2丁目付近）	事前協議	道路占用申請前まで	道路に設置した液状化対策防止施設を保全するため、液状化対策防止施設の周辺で、新たに宅地へ引込管（上下水道・ガス等）の設置する行為を行う場合は、道路構造に影響を及ぼすことがないか事前協議を行う。（近見1丁目付近～南高江2丁目付近）	【協議が必要な行為】 ・新たに宅地へ引込管（上下水道・ガス等）を設置する場合 ※既存の引込管を利用する場合には不要	道路法第32条	都市安全課 【熊本花畑ビル5階 TEL328-2966】
	56 急傾斜地崩壊危険区域内的の建築等の制限	許可	工事に着手する日の30日前まで	住宅等が隣接するような急傾斜地において崩壊を助長、誘発されないよう本県が定める急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条に該当する行為を行う場合は許可要	・急傾斜地の崩壊を助長、誘発する行為でないこと ・県が施工している急傾斜地崩壊防止施設に影響を及ぼさないこと	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	57 土砂災害警戒区域・特別警戒区域内の制限	指定		（概要）土砂災害防止法の法律に基づき県が指定。 ・県のHPで閲覧可能 http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/sabo/index.html （届出）不要。ただし、特別警戒区域に該当する場合は熊本市建築指導課にて建築確認が必要。また解除にあたっては建築基準法施工令80条の3但書きの耐力を有するものである必要があるため注意が必要。	・1/2500の公示図書で区域の確認を行うため、正確な区域の線引きは困難である。そのため、公示図書を参考に配置図等にあらかじめ区域を明示していただくこと確認可。	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	熊本県県央広域本部土木部 工務管理課（熊本土木事務所） 【中央区水前寺6丁目18-1（熊本県防災センター5階）TEL333-2795,2796】

手続事項			種別	時期	概要・目的	基準等	法令・要綱等	窓口・協議先
宅地・道路関係	58 砂防指定地		許可	工事に着手する日の30日前まで	治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域内において熊本県砂防指定地管理条例に該当する行為を行う場合は許可要	・県が施工している砂防施設に影響を及ぼさないこと ・河川の縦横浸食や土砂等の堆積を助長、誘発する行為でないこと	砂防法 熊本県砂防指定地管理条例	熊本県県央広域本部土木部 工務管理課（熊本土木事務所） 【中央区水前寺6丁目18-1 （熊本県防災センター5階） Tel.333-2795,2796】
	59	駐車場法	届出	駐車場の設置前	一定規模以上の路外駐車場を設置する際は、政令で定める技術的基準に適合させなければならない。さらに料金を徴収するものについては、届出なければならない。	自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場を設置し、料金を徴収する場合に届出が必要。変更の場合も同様。管理規定については、供用開始後10日以内に届出が必要。	・駐車場法	市街地整備課 【本庁11階 Tel.328-2537】
	60	駐車場附置義務条例	届出	確認申請の前	建築基準法関係規定(駐車場法20条→附置条例)である。駐車場整備地区内において一定規模以上の建築物の新築又は増築等をしようとするものは、原則敷地内に駐車施設を附置しなければならない。 ※敷地外に附置する場合は事前相談要	駐車場整備地区内において 特定用途で2000㎡以上、非特定用途で3000㎡以上が届出対象	・熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例	
	61 小規模駐車場の届出に関する条例		届出	工事着手の30日前	中心市街地の一部(滞在快適性等向上区域内)において、一定規模以上の路外駐車場を設置する際は届出なければならない。	自動車の駐車のために供する部分の面積が50㎡以上の路外駐車場を設置する場合に届出が必要。変更の場合も同様。路外駐車場配置等基準に適合させる必要がある。	・都市再生特別措置法 ・熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例	
	62 自転車駐車場の設置義務		届出 事前協議	工事着手の概ね3週間以上前	安全で快適な歩行環境の確保や交通の円滑化及び良好な都市環境を確保するため、自転車の大量需要を生じさせる施設について、自転車等駐車場の設置を義務付けるもの。	一定規模以上(用途地域・施設用途・規模)の施設を新築・増築する場合届出が必要	熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例	自転車利用推進課 【本庁11階 Tel.359-6978】
	63	道路に関する諸手続き (法定外公共物含む) ①境界立会申請 立会確定状況の閲覧、交付 ②工事施行承認 ③占用許可	①申請 ②③許可	①②③ 確認申請の前	〔①境界立会申請〕 接道となる道路(国道、県道、市道、里道)の境界を確認し、確定していない場合において境界立会を実施し、確定するための手続き 〔②工事施行承認〕 建築に際して道路への乗入口設置のために歩道等の形状を変更する必要がある際の手続き 〔③占用許可〕 接道となる道路への排水管接続及び通路橋、突出看板の設置や建築に際し足場等の仮設構造物を道路上に設置する場合の手続き	〔①境界立会申請〕 窓口で境界確定の有無を確認したうえで、未確定の場合、立会申請書を窓口へ提出 〔②工事施行承認〕 施行箇所ごとに構造等を確認したうえで、施行承認申請書を窓口へ提出 〔③占用許可〕 設置個所の構造等を確認したうえで、占用許可申請書を窓口へ提出	〔①境界立会申請〕 熊本市境界確定要綱 〔②工事施行承認〕 道路法 熊本市道路管理規則 〔③占用許可〕 道路法 法定外公共物管理条例	東区土木センター 総務課 【Tel.367-8548】 中央区土木センター 総務課 【Tel.355-4577】 西区土木センター 総務課 【Tel.355-2939】 南区土木センター 総務課 【Tel.357-4801】 北区土木センター 総務課 【Tel.245-5053】
64	道路に関する諸手続き(直轄国道) ※国道3号、57号、208号が該当 ①境界確認申請 ②工事施行承認 ③占用許可	同上	同上	同上	同上	同上	〔②工事施行承認〕 道路法 〔③占用許可〕 道路法	国土交通省熊本河川国道事務所 ・山鹿維持出張所 【山鹿市南島949-11 Tel.0968-44-3014】 ※国道3号(北バイパスおよび四方寄交差点から北側)、国道208号 ・熊本維持出張所 【南区近見7-2-11 Tel.352-6951】 ※国道3号(山鹿維持出張所管内以外)、国道57号
宅地・道路関係	空港周辺における建築等の制限		事前照会 (熊本空港高さ制限回答システム)	建築計画時 (熊本空港高さ制限回答システムに住所等入力すると同システム内に制限高が表示される)	熊本空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があるため、建築物等の高さが制限が突出するか否かの確認が必要。	・熊本空港高さ制限回答システム(https://secure.kix-ap.ne.jp/kumamoto-airport/)、大阪航空局ホームページ(https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html)を参照。 ・空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い(チラシ)	航空法第49条	熊本国際空港株式会社 運用部 【Tel.:096-232-2311】
	65	・物件の制限等(空港周辺における建築等の制限)						
	・航空保安無線施設等に対する電波障害物件の協議		事前照会	建設計画時	熊本空港周辺で、建造物の建設による航空保安無線施設等の電波への影響があるか否かについて確認が必要	以下の条件に該当する建造物の建設は連絡願います。 ・空港から概ね3km以内で7m以上の建造物 ・空港から概ね3km以内の太陽光発電設備(住宅用は除く) ・空港から16km以内で225m(標高+建物高)以上の建造物	・風力発電建造物による航空保安部線施設の影響に関するガイドライン(平成25年3月 技術管理センター) ・空港内及び空港周辺に設置される太陽光発電設備による航空保安無線施設への影響検討に関するガイドライン(令和4年12月 技術管理センター) ・熊本空港周辺で建造物の建設計画がある事業者の皆様へ(パンフレット)	国土交通省 大阪航空局 熊本空港事務所 航空管制技術官 【熊本空港内 Tel.096-232-2856】 【mail: cab-kmj-kangi@ki.mlit.go.jp】

	手続事項	種別	時期	概要・目的	基準等	法令・要綱等	窓口・協議先	
	66 農地転用許可、届出	申請、届出	農地を農地以外のものにする場合	農地を農地以外のものにする場合に、申請を行い、農業委員会総会での合議の上、許可を受ける必要がある。市街化区域内の農地については、届出となる。	・農地を農地以外にする場合 ・市街化区域は届出、それ以外は申請 ・申請の基準は、立地基準と一般基準がある。 ※詳細については、転用予定の土地が所属する区を担当している農業委員会事務局及び各分室へ相談願います。	農地法第4条、第5条	熊本市農業委員会事務局 【住友生命ビル9階 TEL328-2781】 ・西南分室 【西区役所内 TEL329-1179】 ・富合・城南分室 【城南まちづくりセンター内 TEL0964-28-3211】 ・北区分室 【北区役所内 TEL272-6908】	
特殊建築物等関係	67 工場立地法	届出	工事着手の90日前までに	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるために、敷地面積に対する生産施設の割合の上限や緑地面積の割合の下限などが定められており、工場の新設や増設において届出義務が生じる。	以下の条件に該当する工場が、工場の新設や増設をする場合は、事前に届け出ることが必要。 【業種】 ◆製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地力発電所を除く） 【規模】 ◆敷地面積が9,000平方メートル以上、又は建築面積が3,000平方メートル以上	・工場立地法	企業立地推進課 【本庁8階 TEL328-2386】	
	68 営業許可に関する事前指導 《食品衛生法》	許可	営業開始日の7日以上前	食品衛生法及び熊本県特定食品衛生条例に規定される許可業種について、営業を行う場合に営業開始前に許可を要する。	飲食物を取り扱う営業において、許可該当業種については許可を要します（それ以外の営業については営業開始後に届出を要します）。 詳細については「熊本市安全安心のひろば」HPをご覧ください。 http://www.kumamoto-shoku.jp/anzen_anshin/eisei/index.html	・食品衛生法 ・熊本県特定食品衛生条例 ・熊本市食品衛生法等施行規則	食品保健課 【ウエルバルくまもと4階 TEL364-3188】	
特殊建築物等関係	69 営業許可に関する事前指導 《旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師・美容師法、クリーニング業法、墓地法(納骨堂含む)、化製場法、コインランドリー、遊泳場の開設》	許可 開設確認 届出	営業を開始する前(期間は業種による)	各業種の法律等に基づいた施設基準等の説明、確認	各業種の法律・条例・要綱等による規定	旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、化製場法、温泉法	生活衛生課 環境衛生班 【ウエルバルくまもと4階 TEL364-3187】	
	70 医療機関開設許可等に関する事前指導	・許可 ・届出	建築確認申請の前	医療法で規定される医療機関の開設に当たっては、法に規定される施設基準を満たし、あらかじめ許可を受ける又は届出を行わなければなりません。 新築や増改築の際にも、医療法の基準に適合していることを確認する必要があるため。	医療法で規定される医療提供施設(病院、診療所、助産所)	医療法	医療政策課 医務班 【ウエルバルくまもと4階 TEL364-3186】	
	71 薬局開設許可に関する事前指導	・許可 ・届出	新築等の着工前	薬局を開設する場合、営業開始日前に開設許可の申請が必要。 また、増改築で調剤室、待合室等の主要構造を変更する場合、届出が必要。	薬局の構造設備の基準は厚生労働省令(薬局等構造設備規則)等で規定。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医療政策課 薬務班 【ウエルバルくまもと4階 TEL364-3186】	
	72 特定建築物の届出 (ビル管法)	届出	使用を開始してから1か月以内	多くの人が利用する建築物の衛生的な維持管理	・3,000平方メートル以上の事務所、興行場、百貨店、店舗等の建築物を建築した(しようとする)方 ・8,000平方メートル以上の学校教育法第1条に規定する学校を建築した(しようとする)方	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	生活衛生課 環境衛生班 【ウエルバルくまもと4階 TEL364-3187】	
	73 動物の飼養施設設置に関する事前指導 ①第一種動物取扱業の登録 ②第二種動物取扱業の届出 ③特定動物の飼養又は保管の許可 ④動物の飼養又は収容の許可	①登録 ②届出 ③許可 ④許可	飼養施設の設置前	飼養等を行う動物の種類や数、その飼養する目的や区域が法令で定める事項に該当する場合に手続きが必要	飼養施設の構造、規模及び管理が法令で定める基準に適合していること。	①～③動物の愛護及び管理に関する法律 ④化製場法に関する法律	動物愛護センター 【東区小山2丁目11-1 TEL380-2153】	
	74 保育園等設置に関する事前指導	認可 認可外	相談	随時	保育園等の設置は、条例に定められた一定の基準を満たす必要があるため、事前指導を実施している。	・乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、乳児1人につき4.95平方メートル(地域型保育事業の場合3.3平方メートル)以上、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること、など。	・熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	保育幼稚園課 指導班、企画班 【本庁10階 TEL328-2568】
			相談	随時	認可外保育施設の設置は指導監督基準を満たす必要があるため、事前指導を実施している。	・保育に従事する者の数及び資格 ・保育室等の構造設備及び面積 ・非常災害に対する措置 等	・認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日雇児発第177号)中、認可外保育施設指導監督基準	
	75 児童福祉施設の設置に関する事前指導 《乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設等》	認可	事業開始前 (社会福祉法第62条第2項)	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設等を設置する場合には、認可が必要。	居室面積制限、必要設備(風呂、便所、その他)	児童福祉法第35条第4項 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	子ども政策課 【SPring 熊本花畑町 TEL328-2156】	
76 児童福祉施設の設置に関する事前指導 《児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)、小規模居住型児童養育事業(ファミリーホーム)》	届出	事業開始の日から一か月以内 (社会福祉法第69条第1項)	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)、小規模居住型児童養育事業(ファミリーホーム)を開始する場合には、届出が必要。	必要設備(居間、静養室、その他)	児童福祉法第34条の4第1項 小規模居住型児童養育事業実施要綱 熊本市小規模居住型児童養育事業実施要綱	子ども政策課 【SPring 熊本花畑町 TEL328-2156】		

手続事項		種別	時期	概要・目的	基準等	法令・要綱等	窓口・協議先
	77 児童福祉施設設置に関する事前指導《児童厚生施設》	許可	確認申請の前 (事前相談要)	児童福祉施設を設置する場合には、事前の認可が必要。	設置規模に応じて面積、設備等の基準を満たすこと。	社会福祉法 児童福祉法 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	子ども支援課 【SPring 熊本花畑町 ℡328-2158】
	78 社会福祉事業の開始に関する事前指導《病児保育事業》	届出	事業を開始する前 (事前相談要)	事業を開始する前には、児童福祉法に基づき事前の届け出が必要。	開始する事業についての届出(所在地・事業内容等)	社会福祉法 児童福祉法	
	79 児童福祉施設設置に関する事前指導《障がい者支援施設等》	指定	指定より1ヶ月半以上前	障害福祉サービス事業又は障害児通所支援事業の指定を受けるため、熊本市に指定申請書を提出。	熊本市障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例又は熊本市指定通所支援事業の人員、設備及び運営に関する条例の定めによる。(サービスの種別ごとに異なる。)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・児童福祉法	障がい保健福祉課 【ウェルバルくまもと3階 ℡361-2519】
	80 老人福祉施設等設置に関する事前指導《老人ホーム等》	届出、認可	・事業開始時期の1か月前までに ・有料老人ホームは「開発許可」、「建築許可」または「建築確認」の申請等を行う2か月前までに、事前申出を行うこと	事業を開始するにあたっては、関係法令に定められた基準等を満たす必要あり	指定等基準(人員・設備・運営等)を満たす必要あり	・老人福祉法 ・介護保険法 ・社会福祉法	介護保険課 介護事業指導室 【本庁10階 ℡328-2793】
特殊建築物等関係	81 共同住宅等における事前協議・ゴミ置き場設置	行政指導	建築確認申請の前	熊本市ごみステーション設置要綱第3章共同住宅等のごみステーション(手続き)第7条により、建設しようとする共同住宅等のごみステーションの概況等について、事前に担当課と協議する。	(設置場所) ・敷地内に設けること。 (道路) ・公道の幅員がおおむね4m以上あること。 ・通り抜けのできる公道であること。 ・交差点からおおむね5m以上、バスの停留所からおおむね10m以上離れてること。 ・収集車が安全に横付けできる場所であること。 (公道に面して設置できないとき) ・収集車が前進のまま進入し、通り抜けのできる十分な広さの通路又は転回場所があること。 ・収集作業の妨げになる車両等の駐車がないこと。 (障害物) ・付近に収集作業の妨げになる電柱等の障害物がないこと。	熊本市ごみステーション設置要綱	中央区役所 総務企画課 【℡328-2610】 東区役所 総務企画課 【℡367-9121】 西区役所 総務企画課 【℡329-1142】 南区役所 総務企画課 【℡357-4112】 北区役所 総務企画課 【℡272-1110】
	82 就学する学校区の指定(小・中)	事前確認	建築確認申請の前	指定学校区(小・中)の確認。	住所を通学区区域索引簿により、指定学校区(小・中)を確認。	学校教育法施行令第5条	学務支援課 【Spring熊本花畑ビル5階 ℡328-2716】
その他	83 電波伝搬障害	届出	工事着手前まで	電気通信の確保、人命・財産の保護や治安の維持などの重要無線通信について、総務大臣が必要の範囲内で電波の伝搬障害防止区域を指定し、高層建築物等による突然の遮断を回避することを目的としている。	電波伝搬障害防止区域内に高さ31mを超える高層建築物等を建設(増改築等を含む。)する場合	電波法第102条の2～10	九州総合通信局 陸上課 【熊本地方合同庁舎内 ℡326-7859】
	84 特別高圧送電線下の建築等	事前協議	計画段階での協議(設計図面作成前)	特別高圧送電線下及び周辺への開発行為(建造物外)を行おうとする場合は、事前協議が必要。	(特別高圧送電線の電圧種類:66kV、110kV、220kV、500kV) ・220kV及び500kV特別高圧送電線路の線下(両最外線から3mの範囲)については、建造物の建築が出来ない。なお、線下以外であっても法定離隔距離の確保が必要となる。(220kV:5.4m以上、500kV:7.08m以上) ・66kV及び110kV特別高圧送電線路の線下(両最外線から3mの範囲)については建造物の建築が可能であるが、法定離隔距離の確保が必要となる。(66kV:3.6m以上、110kV:4.2m以上) なお、線下の建造物で上部造営材(屋根材)に金属製を使用される場合は、D種接地を施すこと。	電気設備技術基準	㈱九電ハイテック熊本支社 送電グループ 【中央区上水前寺1-6-36 九電ビル5階 ℡386-2259】
	85 金峰山県立自然公園内	・許可(特別地域) ・届出(普通地域)	・許可(14日前) ※土日、休日は算入しない ・届出(30日前)	・自然公園法の規定に基づき、県内にある優れた自然の風景地を保護することを目的とし、条例及び規則で定める一定基準を超える行為に対し事前に、特別地域においては許可申請、普通地域においては届出を要するもの。	○許可 ・工作物の新築、改築、増築、木竹の伐採、広告物の設置等、土地の形状変更、屋根、壁面等の色彩の変更 他 ○届出 ・基準を超える工作物の新築、改築、増築(建築物:高さ13m又は延べ面積1,000㎡、鉄塔:高さ30m、太陽光発電施設:同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡他)、広告物等の設置等、土地の形状変更 他	・熊本県立自然公園条例 ・熊本県立自然公園条例施行規則	熊本県自然保護課 自然環境・公園班 【℡333-2274】
	86 京塚本町地区	事前協議	建築確認申請の前	地元による道路整備計画有	地元と協議をお願いします。		京塚住民会 【℡381-9633】
使用							
87 建築物の定期報告		報告	建築物の用途ごとに定められた年度・時期に(3年周期)	建築物を常時適法な状態に維持し、避難等の安全性を確保するため建築物の管理者に定期的に検査し報告することを義務付けたもの。	対象建築物は用途・規模による	建築基準法第12条 熊本市建築基準法施行細則	建築指導課 建築審査室 【本庁11階 ℡328-2516】
88 建築設備等の定期報告		報告	建築物の用途ごとに定められた年度・時期に(毎年)	建築物の建築設備を常時適法な状態に維持し、避難等の安全性を確保するため建築物の管理者に毎年検査し報告することを義務付けたもの。	建築設備:排煙設備及び非常照明設備 防火設備:随時閉鎖式防火設備 昇降機:昇降機(テーブルタイプ小荷物専用昇降機及びホームエレベーターを除く)	建築基準法第12条 熊本市建築基準法施行細則	建築指導課 建築審査室 【本庁11階 ℡328-2516】